岩手県農業基盤整備促進事業費補助金交付要綱　新旧対照表

改正前	改正後
岩手県農業基盤整備促進事業費補助金交付要綱 （目的） 第１　［略］	岩手県農業基盤整備促進事業費補助金交付要綱 （目的） 第１　［略］ （定義） 第２　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)　補助事業　農山漁村振興交付金、農地耕作条件改善事業、農業競争力強化農地整備事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業、中山間地域所得向上支援対策事業をいう。 (2)　農山漁村振興交付金　農山漁村振興交付金交付等要綱（令和３年４月１日付け２農振第3695号農林水産事務次官依命通知）別表１の区分の欄の（１）のイの（イ）及び（５）に掲げる事業をいう。 (3)　農地耕作条件改善事業　農地耕作条件改善事業実施要綱（平成27年４月９日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知）第３に掲げる事業をいう。 (4)　農業競争力強化農地整備事業　農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年３月30日付け29農振第2605号農林水産省農村振興局長通知、29生畜第1500号農林水産省畜産局長通知）別紙５別表１に掲げる事業をいう。 (5)　農業水路等長寿命化・防災減災事業　農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成30年３月30日付け29農振第2711号農林水産事務次官依命通知）別表に掲げる事業をいう。 (6)　中山間地域所得向上支援対策事業　中山間地域所得向上支援対策実施要

第２　［略］

第３　［略］

第４　［略］

第５　［略］

第５の２　［略］

第６　［略］

第７　［略］

第８　［略］

別表第１（第２関係）

区　分	事業実施主体	経　費	補助額	重要変更
農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）	農山漁村振興交付金交付等要綱（令和３年４月１日付け２農振第3695号農林水産事務次官依命通知）別表１の区分の欄の（１）のイの（イ）に掲げる事業実施	事業実施主体が農山漁村振興交付金交付等要綱別表１の区分の欄の（１）のイの（イ）に掲げる事業を行う場合に要する経費及び事業実施主体が当該事業を行	農山漁村振興交付金交付等要綱別表１の区分の欄の（１）のイの（イ）に掲げる交付率	農山漁村振興交付金交付等要綱第17に掲げる軽微な変更以外の変更

領（平成28年10月11日付け28生産第1140号農林水産省生産局長通知、28農振第1337号農村振興局長通知）別紙１、別紙２、別紙３－１、別紙３－２及び別紙３－３に掲げる事業をいう。

第３　［略］

第４　［略］

第５　［略］

第６　［略］

第６の２　［略］

第７　［略］

第８　［略］

第９　［略］

別表第１（第３関係）

区　分	事業実施主体	経費	補助額	重要変更
農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策　　）	農山漁村振興交付金交付等要綱別表１の区分の欄の（１）のイの（イ）に掲げる事業実施主体	事業実施主体が農山漁村振興交付金交付等要綱別表１の区分の欄の（１）のイの（イ）に掲げる事業を行う場合に要する経費及び事業実施主体が当該事業を行	農山漁村振興交付金交付等要綱別表１の区分の欄の（１）のイの（イ）に掲げる交付率	農山漁村振興交付金交付等要綱第17に掲げる軽微な変更以外の変更

	主体	う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費		
農山漁村振興交付金（情報通信環境整備対策）	農山漁村振興交付金交付等要綱別表１の区分の欄の（５）に掲げる事業実施主体	事業実施主体が農山漁村振興交付金交付等要綱別表１の区分の欄の（５）に掲げる事業を行う場合に要する経費	農山漁村振興交付金交付等要綱別表１の区分の欄の（５）に掲げる交付率	
農地耕作条件改善事業	農地耕作条件改善事業実施要綱（平成27年４月９日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知）第５に掲げる事業実施主体	［略］		
農業競争力強化農地整備事	農業競争力強化農地整備	［略］		

		う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費		
農山漁村振興交付金（情報通信環境整備対策）	農山漁村振興交付金交付等要綱別表１の区分の欄の（５）に掲げる事業実施主体	事業実施主体が農山漁村振興交付金交付等要綱別表１の区分の欄の（５）に掲げる事業を行う場合に要する経費	農山漁村振興交付金交付等要綱別表１の区分の欄の（５）に掲げる交付率	
農地耕作条件改善事業	農地耕作条件改善事業実施要綱第５に掲げる事業実施主体	［略］		
農業競争力強化農地整備事	農業競争力強化農地整備	［略］		

業	事業実施要領（平成30年３月30日付け29農振第2605号農林水産省農村振興局長通知、29生畜第1500号農林水産省生産局長通知）別紙５第３に掲げる事業実施主体			
農業水路等長寿命化・防災減災事業	農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成30年３月30日付け29農振第2711号農林水産事務次官依命通知）第４に掲げる事業実施主体	事業実施主体が農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱別表に掲げる事業を行う場合に要する経費及び事業実施主体が当該事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場	農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領（平成30年３月30日付け29農振第2712号農林水産省農村振興局長通知）第８及び農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金交付要綱別表に	農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金交付要綱（平成30年３月30日付け29農振第2713号農林水産事務次官依命通知）第10に掲げる軽微な変更以外の変更

業	事業実施要領別紙５第３に掲げる事業実施主体			
農業水路等長寿命化・防災減災事業	農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱第４に掲げる事業実施主体	事業実施主体が農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱別表に掲げる事業を行う場合に要する経費及び事業実施主体が当該事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場	農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領（平成30年３月30日付け29農振第2712号農林水産省農村振興局長通知）第８及び農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金交付要綱別表に	農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金交付要綱（平成30年３月30日付け29農振第2713号農林水産事務次官依命通知）第10に掲げる軽微な変更以外の変更

			合に要する経費	より算出される額 ただし、農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領要領別表１の対策種類の欄の(1)に掲げるアの事業（以下「要領別表１(1)ア事業」という。）については、当該経費の64パーセント（中山間地域等において行う事業にあっては、69パーセント）、農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領要領別表２の対策種類					合に要する経費	より算出される額 ただし、農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領要領別表１の対策種類の欄の(1)に掲げるアの事業（以下「要領別表１(1)ア事業」という。）については、当該経費の64パーセント（中山間地域等において行う事業にあっては、69パーセント）、農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領要領別表２の対策種類		

				の欄の(1)に掲げるオの事業（以下「要領別表２(1)オ事業」という。）については、当該経費の68パーセント（中山間地域等において行う事業にあっては、73パーセント）、農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領要領別表２の対策種類の欄の(1)に掲げるクの事業（以下「要領別表２(1)ク事業」という。）については、当該経費の71パーセ						の欄の(1)に掲げるアの(ｳ)の事業（以下「要領別表２(1)ア(ｳ)事業」という。）については、当該経費の68パーセント（中山間地域等において行う事業にあっては、73パーセント）、農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領要領別表２の対策種類の欄の(1)に掲げるオの事業（以下「要領別表２(1)オ事業」という。）については、当該経		

				ント（中山間地域等において行う事業にあっては、76パーセント）に相当する額以内の額とし、備考１及び備考２とする。						費の68パーセント（中山間地域等において行う事業にあっては、73パーセント）、農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領要領別表２の対策種類の欄の(1)に掲げるクの事業（以下「要領別表２(1)ク事業」という。）については、当該経費の71パーセント（中山間地域等において行う事業にあっては、76パーセント）に相当する額以内の額と		

				（備考１） 特定市町村の区域のうち特別豪雪地帯、振興山村、特定農山村地域、急傾斜畑地帯、指定棚田地域及び特別特定市町村の区域以外の区域内において行う事業については、令和３年度から令和８年度までの間の交付額を、実施要綱第７の２による計画認定があった年度に応じて、それぞれ以下の						し、備考１及び備考２とする。 （備考１） 特定市町村の区域のうち特別豪雪地帯、振興山村、特定農山村地域、急傾斜畑地帯、指定棚田地域及び特別特定市町村の区域以外の区域内において行う事業については、令和３年度から令和８年度までの間の交付額を、実施要綱第７の２による計画認定があった年度に応じて、それぞれ以下の		

				とおりとする。 (1)　［略］									とおりとする。 (1)　［略］ (2)　要領別表２(1)ア(ｳ)事業 令和３年度にあっては73パーセント、令和４年度にあっては73パーセント、令和５年度にあっては72パーセント、令和６年度にあっては71パーセント、令和７年度にあっては70パーセント、令和８年度にあっては69パーセントに相当する額以内の額とする。			

				(2)　［略］ (3)　［略］ （備考２） 特別特定市町村の区域のうち特別豪雪地帯、振興山村、特定農山村地域、急傾斜畑地帯及び指定棚田地域の区域以外の区域内において行う事業については、令和３年度から令和９年度までの間の交付額を、実施要綱第７の２による計画認定があった年度に応じて、それぞれ以下のとおりとする。 (1)　［略］								(3)　［略］ (4)　［略］ （備考２） 特別特定市町村の区域のうち特別豪雪地帯、振興山村、特定農山村地域、急傾斜畑地帯及び指定棚田地域の区域以外の区域内において行う事業については、令和３年度から令和９年度までの間の交付額を、実施要綱第７の２による計画認定があった年度に応じて、それぞれ以下のとおりとする。 (1)　［略］		

												(2)　要領別表２(1)ア(ｳ)事業 令和３年度にあっては73パーセント、令和４年度にあっては73パーセント、令和５年度にあっては73パーセント、令和６年度にあっては72パーセント、令和７年度にあっては71パーセント、令和８年度にあっては70パーセント、令和９年度にあっては69パーセントに相当する額以内の額とする。		

			(2)　［略］ (3)　［略］	
中山間地域所得向上支援対策	中山間地域所得向上支援対策実施要領（平成28年10月11日付け28生産第1140号農林水産省生産局長通知、28農振第1337号農村振興局長通知）別紙１第２、別紙２第２、別紙３－１第３、別紙３－２第２及び別紙３－３第２に掲げる事業実施主体	［略］		
附帯事務費	［略］			

別表第２（第8関係）　［略］

			(3)　［略］ (4)　［略］	
中山間地域所得向上支援対策	中山間地域所得向上支援対策実施要領別紙１第２、別紙２第２、別紙３－１第３、別紙３－２第２及び別紙３－３第２に掲げる事業実施主体	［略］		
附帯事務費	［略］			

別表第２（第9関係）　［略］

備考　改正部分は、下線の部分である。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。